

災害医療対策事業等実施要綱から抜粋

| 事業名 | 対象医療機関 |
|---|--|
| <p>(23) 医療施設等 耐震整備事業</p> | <p>ア 補強が必要と認められる建物を有する救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者（以下「厚生労働大臣が認めるものの開設者」という。 （ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。 なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。</p> <p>イ 構造耐震指標である I_s 値が0.4未満の建物を有する厚生労働大臣が認めるものの開設者 （ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。</p> <p>ウ 構造耐震指標である I_s 値が0.3未満の建物を有するものの開設者 （ただし、厚生労働大臣が認めるものの開設者及び地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</p> |
| <p>(30) 非常用自家 発電設備及 び給水設備 整備事業 （浸水想定 区域等内に 所在する医 療機関）</p> | <p>(1) 救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る。）、周産期母子医療センター、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院（以下「地域医療支援病院」という。）、同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院（以下「特定機能病院」という。）の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）</p> <p>(2) 国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所（<u>病床を有する診療所に限るものとする。</u>）の開設者とする。</p> <p>(3) 病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設の開設者とする。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとし、診療所については、病床を有する診療所に限るものとする。)</p> |
| <p>(31) 医療施設浸水対策事業 (浸水想定区域等内に所在する医療機関)</p> | <p>(1) 国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所の開設者とする。</p> <p>(2) 救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、地域医療支援病院及び特定機能病院の開設者とする。</p> <p>(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとする。)</p> |